

令和 年 月 日

様

柳井市教育委員会 印

柳井市立図書館雑誌スポンサー決定（却下）通知書

柳井市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、次のとおり決定（却下）しましたので同要綱第5条第3項により通知します。

1 スポンサー名等の表示を認める雑誌名

番号	雑誌名	配架図書館名

2 スポンサー名等の表示期間

令和 年 月 日 から令和 年 月 日まで

3 却下の理由

4 特記事項

- （1） スポンサー名等を表示する雑誌が休刊又は廃刊したときは、教育委員会と協議の上、別の雑誌に振り替える等必要な措置を講ずるものとします。また、教育委員会は、雑誌が紛失又は破損した場合において特定できる利用者の過失による場合を除き、補填はしません。
- （2） 雑誌の配架位置は、教育委員会が決定します。ただし、事情により雑誌架に雑誌（最新号）を配架できない場合があります。
- （3） 雑誌・雑誌架に表示する地色・文字の色は、雑誌スポンサーと協議の上、決定します。
- （4） スポンサー名等の表示を中止する場合は、スポンサー名等の表示の中止届（別記第3号様式）を、表示を中止する2か月前までにご提出ください。
- （5） スポンサー名等の表示期間満了の2か月前までに、表示を中止する意思表示がない場合には、自動的に期間を1年間更新することとし、その後も同様とします。
- （6） 雑誌代金は、雑誌スポンサーが、教育委員会が指定する納入業者に直接支払うものとします。
- （7） 雑誌代金の支払い時の振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。